

いじめ防止等のための基本方針

平成30年4月

(令和元年8月改訂)

広島市立伴東小学校

はじめに

平成29年7月、学校という教育の場において、いじめを主たる原因として子どもが自ら命を絶つという、絶対にあってはならないことが起こってしまいました。

当該事案に係る広島市いじめ防止対策推進審議会の答申には、「二度と本件のようなことが起こらないよう、真に実効性のあるいじめ防止の取組を提言する。」という強い思いが込められており、このことを真摯に受け止め、提言の一つ一つを着実に実行するという強い決意を持って取組を推進しなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。

伴東小学校（以下、「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を強くもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童自身も、安心して豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、「広島市いじめ防止等のための基本方針」を参考にして、ここに「伴東小学校いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ継続的に推進することとしました。

目 次

| | |
|---|---|
| ○ 「いじめ防止等のための基本方針 広島市立伴東小学校」の改定について | 1 |
| 1 いじめの定義 | 3 |
| 2 いじめの特性 | 3 |
| 3 いじめの防止等に向けた基本的考え方 | 5 |
| (1) 学校として | |
| (2) 児童として(内容は児童会で決定) | |
| (3) 保護者として(内容はPTAで決定) | |
| (4) 地域の大人として(ふれあい活動推進協議会等で決定) | |
| 4 いじめの防止等のための体制の構築 | 5 |
| (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置 | |
| (2) 教育相談体制等の強化 | |
| 5 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組 | 6 |
| (1) いじめの未然防止 | |
| (2) いじめの早期発見 | |
| (3) 認知したいじめへの適切な対応 | |
| (4) 教職員の資質能力の向上 | |
| (5) 関係機関との連携 | |
| 6 重大事態への対処 | 8 |
| (1) 重大事態の定義 | |
| (2) 重大事態への取組 | |
| 7 「いじめ防止等のための基本方針 広島市立伴東小学校」の公表及び改訂 | 8 |

「いじめ防止等のための基本方針 広島市立伴東小学校」の改定について

広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る「広島市いじめ防止対策推進審議会の答申」等を踏まえ、主として次の内容を加えて「いじめ防止等のための基本方針 広島市立伴東小学校」を改定する。

○ いじめの特性

いじめには、「大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる」、「被害の告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの」、「繰り返し行われ、再発することも多い」等の特性があり、それを理解した上での対応が必要となる。

○ 教職員の資質能力の向上

教職員は、「児童生徒はどう感じているか」、「公平・公正な判断ができたか」、「児童生徒への接し方は適切だったか」等、常に自身を客観的に顧みて、謙虚に見つめ直すことを通じ、自身の「感性」や「人権感覚」を更に磨いていく必要がある。

また、児童生徒に寄り添って心情を受け止める「カウンセリングマインド」（受容の姿勢）、「カウンセリング技法」（つながる言葉かけ、傾聴）の習得を図る必要がある。

○ 教育相談体制等の強化

- (1) 学校における教育相談（あらゆる機会を通じて、児童生徒の実態把握、人間関係の構築、悩み等の傾聴、解決のための支援を行う）体制を強化し、生徒指導主事との連携による組織的な生徒指導體制の充実を図るため、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付ける。
- (2) 「生徒指導主事」と「教育相談・支援主任」の役割分担は次のとおりとし、的確な実態把握・情報共有・引継ぎ等を連携して行うことにより、校内組織体制の充実を図る。

ア 生徒指導主事

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たす。「いじめ・不登校対策委員会」を中心とする校内組織の実効性を高めることや、管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有を確実に行う。

イ 教育相談・支援主任

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たす。「ふれあい相談窓口」の開設、児童生徒の希望を踏まえて相談相手の教職員を決定するなど、相談窓口を広げる工夫等を行い、児童生徒が少しでも相談しやすくなる環境を整える。

定期的な教育相談、状況に応じた随時の教育相談を組織的に実施する。相談は、学級担任だけでなく、相談内容に応じて教育相談・支援主任等が担当するなど段階的に行い、更に必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ。

○ 情報引継ぎの強化

- (1) 進級・進学時の切れ目のない支援の実現に当たり、個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報など、広島市の指針に沿って進める。
- (2) この指針を踏まえ、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」（生徒指導上の課題がある児童生徒、発達上の課題がある児童生徒、生活環境や生育歴に留意が必要な児童生徒）について、「引継シート」、「個別の指導計画」等を活用し、確実な引継ぎを行う。

○ 学校基本方針の検証及び見直し

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなどして、策定した基本方針が学校の実情に即して機能しているかどうか、PDCAサイクルの下で、検証及び見直しを行う。

教職員に対し、いじめの有無、その多寡だけではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速・適切な情報共有や組織的な対応等も評価する。

○ 認知したいじめへの適切な対応

- (1) 教職員は、いじめ（その疑いを含む。）を認知した場合、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに、「いじめ・不登校対策委員会」に報告して情報共有を行い、組織的に、事実関係の確認、対応方針の決定、具体的な対処を行う。
- (2) 教職員は、対応方針に基づき、被害側や情報提供者・仲裁者を徹底して守り通す。
また、加害側に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。加害側への指導の効果が上がらない事案については、法的対応を含む段階的な手段を事前に準備し、指導の効果を見極めながら対応する。
- (3) いじめの解消の判断は、謝罪行為のみをもって行うのではなく、少なくとも「加害行為が3か月止んでいること」、「被害側が心身の苦痛を感じていないこと」を確認した上で行う。

○ 関係機関との連携

加害側への指導の効果が上がらない事案などには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などにより、情報共有・行動連携を可能とするネットワークを構築する。

○ 学校における働き方改革

教職員の果たすべき役割が質的・量的にこれまで以上に増大することを踏まえ、教職員が児童生徒と十分に向き合うことができる時間を確保するために、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（2018年度～2022年度）について、実効的かつ具体的な取組内容を校内で検討し、実施可能なものから直ちに取り組む。

1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

特に、児童生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒（被害側）の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。

これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

2 いじめの特性

いじめには、次表のような特性があり、これを十分に理解した対応が求められる。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

いじめの特性と求められる対応（広島市基本方針、基本方針参照）

| いじめの特性 | 求められる対応【広島市基本方針中の記載箇所】 |
|---|---|
| <p>(1) 大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われる。</p> <p>例) ・大人の目に付きにくい時間や場所 ・遊びやふざけあいを装う</p> <p>加害側のみならず、被害側もいじめ被害を認めないことがある。(2)参照)</p> <p>↓ 児童生徒は「同世代の問題」への大人の介入に抵抗感を持つ傾向</p> <p>認知は、他の問題行動より格段に困難</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応 【p.12 第3の4(5)エ】 ・ 情報の記録、共有、引継ぎ【p.4 第1の3(4)】 ・ （これらを支える）学校組織体制等の構築 【p.5 第2の1】【p.9 第3の3】 ・ 教員の資質能力の向上（兆候、心身の苦痛を見逃さない「鋭い感性」と「人権感覚」、「カウンセリングマインド」等） 【p.4 第1の3(5)】 ・ 教育相談体制等の強化 【p.5 第2の1(3)】 【p.9 第3の3(2)】 |
| <p>(2) 被害側にとって、いじめの告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの</p> <p>他の児童生徒にとって、情報提供、仲裁等で関与することは、次のいじめの対象にされる危険を高める。</p> <p>大人が対応を怠れば黙認されたとして深刻化し、大人が介入に失敗すれば隠然化し、報復によりエスカレートする。</p> <p>↓ 子どもがいじめを大人に告げること自体、「多大な勇気」と、「大人への信頼」を要する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の「思いやりの心」と「行動する力（勇気）」の育成 【p.3 第1の3(1)】 ・ 学校は、信頼に応えるため、被害側・情報提供者・仲裁者に「全力で守る」ことを伝えるとともに、その決意を行動・結果で示す。 【p.12 第3の4(5)イ】 |
| <p>(3) 多くの児童生徒が入れ替わり被害・加害を経験する。</p> <p>↓ 被害側に加害経験、加害側に被害経験があると人間関係が複雑化し、解決が困難となる。</p> <p>対応も、他の問題行動より格段に困難</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての児童生徒に対する未然防止の取組 いじめを許容しない雰囲気、「一人ひとりが存在感を実感でき、安心して過ごせる支持的風土」の醸成 【p.3 第1の3(1)】 ・ 学校としての対応力を高めるため、段階的な手段を事前に準備 【p.11 第3の4(3)イ】 |
| <p>(4) 繰り返し行われ、再発することも多い。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導結果の追跡確認、慎重ないじめ解消の判断 【p.11 第3の4(3)ウ】 ・ いじめの原因（※）の分析、解消 【p.11 第3の4(3)イ】 ・ 家庭・関係機関との連携【p.6 第2の2(1)ウ】 【p.12 第3の4(6)】 |
| <p>(5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、人間の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対応は、学校の最重要課題の一つとして迅速に対応 【はじめに】 |

※ いじめの原因 主に「ストレス・疎外感」、「同調圧力」、「ねたみ・嫉妬」、「もてあそび等の娯楽感覚」のほか、「仲間意識の強さ、対抗意識」等が作用することもある。

3 いじめの防止等に向けた基本的考え方

(1) 学校として

- 教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。
- 各教科、道徳、特別活動等、全教育活動を通じて、児童に命の大切さや思いやりの心をはぐくむとともに、児童の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- 児童一人一人について理解を深め、児童との信頼関係づくりに努め、児童が教職員にいつでも相談できる体制を確立する。
- 児童のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校全体が一致協力のもとで行う。
- いじめを把握した場合は、学校で抱え込まず、学校と教育委員会が一致協力のもとで対応することができるよう、速やかに教育委員会に報告する。
- 児童の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

(2) 児童として(内容は児童会で決定)

- 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを生まない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

(3) 保護者として(内容はPTAで決定)

- どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 地域の大人として(内容はふれあい活動推進協議会等で決定)

- 地域の大人は、伴東小学校の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- 子どもの成長、生活に感心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- 地域の行事等に子どもが主体性をもって参加できるように配慮する。

4 いじめの防止等のための体制の構築

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、常設の組織「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

- ・委員長…学校長
- ・副委員長…教頭
- ・構成委員…教務主任, 保健主事, 生活部長, 研修部長, 生徒指導主事,
教育相談・支援主任(平成31年度より)

(以下, 状況に応じて参加)

学校カウンセラー, 特別支援教育コーディネーター, 該当学年主任・担任

(2) 教育相談体制等の強化

「生徒指導主事」と「教育相談・支援主任」の役割分担は次のとおりとし、的確な実態把握・情報共有・引継ぎ等を連携して行うことにより、校内組織体制の充実を図る。

ア 生徒指導主事

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たす。「いじめ・不登校対策委員会」を中心とする校内組織の実効性を高めることや、管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有を確実に行う。

イ 教育相談・支援主任

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たす。「ふれあい相談窓口」の開設、児童生徒の希望を踏まえて相談相手の教職員を決定するなど、相談窓口を広げる工夫等を行い、児童生徒が少しでも相談しやすくなる環境を整える。

定期的な教育相談、状況に応じた随時の教育相談を組織的に実施する。相談は、学級担任だけでなく、相談内容に応じて教育相談・支援主任等が担当するなど段階的に行い、更に必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ。

5 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

(1) いじめの未然防止

ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

【具体的な取組】

- 「みんなで語ろう！心の参観日」の実施
- 各教科における協同学習の実施
- 【伴東プライド】の推進

イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童が日常の問題を主体的に解決する児童会活動の充実を図る。

総合的な学習の時間や特別活動等の時間の学習を通して、児童のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

【具体的な取組】

- ライフスキル教育の実施(12月)
 - 児童会が中心となった「楽しい学校づくり週間(4月中)」及び「いじめ防止取組強化月間(9月)」の実施
 - 【伴東プライド】の推進
- ウ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成

家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。

【具体的な取組】

- ふれあい活動推進協議会による体験活動の実施
- スクールカウンセラーによる保護者、地域住民対象の講演会を実施
- 学校だより、校長室だより、学年・学級だよりによるいじめ防止についての啓発活動の実施

(2)いじめの早期発見

日頃から児童の観察やアセス「学校環境適応感尺度」の実施により児童を深く理解し、児童が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【具体的な取組】

- いじめに関するアンケート及びアセス「学校環境適応感尺度」の定期的な実施
- 「ふれあい相談窓口」の設置

(3)認知したいじめへの適切な対応 [別紙1 いじめ事案への対応(フロー図①)]

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」を中心として速やかに組織的に対応する。

いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

【具体的な取組】

- 問題行動対応規程に沿った指導

(4)情報引継ぎの強化

進級・進学時の切れ目のない支援の実現のため「引継ぎシート」「個別の指導計画」等を作成し、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎ方法、引き継ぐべき内容等を慎重に検討し、適切に行う。「引継ぎシート」や「個別の支援計画」が日常の指導で効果的に活用されるよう、定期的な情報共有も行う。

(5)教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、校内研修の充実を図る。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

- 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。

- いじめを受けている児童を守りきることを言葉と態度で示す。
- いじめを受けている児童を学校全体で守るため、当該児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- いじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止等に向けた対策を推進するために、「いじめ・不登校対策委員会」等を開催し、学校と関係機関及び団体との連携を密にする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
とされている。

(2) 重大事態への取組〔別紙2 重大事態への対応(フロー図②)〕

- ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 「いじめ・不登校対策委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ウ いじめを受けた児童の保護者に調査の状況及び結果を随時、報告する。

7 「いじめ防止等のための基本方針 広島市立伴東小学校」の公表及び改訂

「基本方針」は、必要に応じて公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、「いじめ・不登校対策委員会」で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、見直しを行う。